

経験者に聞く 弁護士任官—Season2—

第1回

新たな裁判官像を作る思いを持って弁護士任官を

元東京高等裁判所判事・第一東京弁護士会会員 菅野 正二郎 (43期)

1 はじめに

私は、当事者法曹としての経験を裁判官として生かせればとの思いから、50歳を機に2009年4月に任官しました。その後、東京高裁を皮切りに、名古屋、横浜、新潟（部総括）、立川（部総括）の各地裁や2度目の東京高裁を含め、約14年余り裁判官として勤務し、2023年6月をもって定年退官して現在は再び弁護士登録をしております。私の弁護士任官に対する思いについては、名古屋地裁勤務当時、「自由と正義」の2013年2月号「弁護士任官の窓」において、「弁護士任官者としての謙虚さと自負の気持ちを」というタイトルにて発表していますが、裁判官を退官した今、その後の経験等を踏まえ、改めて民事裁判官の実情や弁護士任官への思いについて若干述べたいと思います。

2 民事司法の現状と 弁護士任官について

民事訴訟法の改正やIT化も相まって、民事裁判は現在変革期にあると思われます。しかし、代理人の出廷の有無等訴訟の形式的な手続が変わったとしても、民事訴訟の根幹である紛争解決の本質には大きな変化はなく、むしろ、民事裁判が裁判所と訴訟当事者の協働作業である以上、各裁判官は、訴訟運営においていたずらに形式論や裁判所としての権威に頼ることなく、審理内容・運営において訴訟当事者を実質的に引っ張って行く能力がこれまで以上に要求されているものと思われます。その意味で、

代理人弁護士として当事者と向き合ってきた数々の経験を持つ弁護士任官者が裁判官として民事訴訟を運営していくことは、今後の民事訴訟の在るべき姿に適うものであると考えております。

3 裁判官としてのやりがい及び 心掛けるべき点について

民事裁判官のやりがいや日々の活動について、私は、「自由と正義」の上記論稿において、「裁判所の仕事は、紛争の解決であり、裁判官の仕事は徹頭徹尾事件に向き合うことだと考えています。弁護士の場合、依頼者を通して事件を把握するため、ともすると、依頼者との関係から紛争解決の観点からは必ずしも望ましくなくとも主張せざるを得ないことがあり、また、依頼者との報酬関係は常に悩ましい問題です。これに対し、裁判官の場合、これらの点から解放されつつ事件に向き合い紛争解決に没頭できる点は大きいと思います。また、事件処理や知的作業以外の雑事に取られる時間は弁護士時代に比し、格段に少なくなります」「他方、処理すべき事件の数は、弁護士時代に比して格段に多く、毎日数々の事件に向き合って格闘する日々が続くことも事実です」と当時の認識・思いを記しておりました。

かかる状況は、結局退官の日まで続きましたが、事件と向き合うという観点からすると、地裁の民事裁判官は日々一人当たり百数十件程度の未済事件を抱えながら勤務しています。そのため、事件処理の効率性を求める余り、事件によっては、判断が形

式化しその事件独特の問題点を見落とす等徹頭徹尾事件に向き合う姿勢を崩していないかが問われる場合があります。また、裁判官は当事者の主張がなければ事件の細かな背景等を知らないこともあり、事件の背景や問題点に対する想像力が欠如したまま審理運営が行なわれるような場合も否定できません。その意味で、当事者法曹としての数々の経験に基づき事件に対する様々な想像力を有するような弁護士任官者が、徹頭徹尾事件に向き合い、自身のエネルギーを最大限注力して事件を処理することの意義は極めて大きいと思われます。ちなみに、徹頭徹尾事件に向き合うという姿勢は、当事者法曹としての経験を裁判官として生かすという私の任官目的や目指すべき自身の裁判官像とも重なっていました。かかる点が結局最終的にどの程度達成できたかはともかく、その思いは退官の日まで変わりありませんでした。

4 弁護士任官者が 努力ないし研鑽すべき点について

弁護士任官者については、ともすると一般の裁判官に比べ判決起案能力が劣るとの厳しい意見を耳にすることがあり、この点は謙虚に受け止める必要があると思います。私自身、最初の高裁時代、部長や他の陪席裁判官から学んだ書式や表現等をまとめたオリジナルの判決起案ファイルを日々作成し、単独事件を初めて担当した名古屋地裁当時は、これらを何度も見返しながら判決起案をしていたことを覚えています。このような点のみならず、判事補経験のない弁護士任官者は、他の一般裁判官に比して裁判官としての経験が様々な点で不足していることは否めない事実です。しかしながら、この点は、

弁護士任官である以上ある意味当然のことであり、私自身の経験も含め、自己に不足している点を客観的に認識し、これを補うべく日々積極的に努力をする強い気持ちさえあれば決して克服できない課題ではないと信じております。

5 転勤について

裁判官は2～3年毎に転勤することが想定されており、転勤は、弁護士任官に当たっての最大の障害かもしれません。しかし、私自身名古屋や新潟は単身赴任生活でしたが、当該地域との交わりや周辺の旅行等を含め、各地で勤務したことは私の人生の中の思い出深き事柄の1つとなっており、今では、転勤生活を味わえることが裁判官の楽しみの1つであったとすら思っています。

6 最後に

司法改革の一端としての弁護士任官制度は、その後必ずしも順調に任官者を増やしているとはいえないのが実情であると思われます。

しかしながら、上記のとおり、弁護士任官者の当事者法曹としての様々な経験を始め、これに基づく当事者とのコミュニケーション能力や当事者に対する説得力等は、裁判官に必要な資質・能力とも重なっており、その意味で、弁護士任官を志す方は、自分こそが弁護士任官者としての新たな裁判官像を作り上げるとの強い思いを持って、任官をされることを望む次第です。